785
5.10.30

福県医発第1897号（地）
令和５年10月27日

各医師会長　殿

福岡県医師会
会長　蓮澤浩明
（公印省略）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の
一部改正について

令和５年９月29日付け保医発0929第１号厚生労働省医療課長通知をもって「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和４年３月４日保医発0304第１号）等の一部が改正され、令和５年10月１日から適用された旨、日本医師会より通知がありました。

今回の改正は、別途ご連絡申し上げました「医療機器の保険適用について」（令和５年９月29日付け保医発0929第２号）の別紙４、５、15ページに掲載されている医療機器が区分Ａ３、Ｂ１、Ｂ２として保険適用されたことによるものです。（令和５年10月27日付け福県医発第1896号（地）をご参照下さい。）

つきましては、今般発出された通知による改正内容について、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、今回の留意事項等の改正につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載されますことを申し添えます。

（添付資料）
・「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について
（令和５年９月29日付け　保医発0929第１号　厚生労働省保険局医療課長、厚生労働省保険局歯科医療管理官）
・新たに保険適用された医療機器（日本医師会医療保険課）

小郡三井医師会より　　医療保険担当理事　肥山淳一郎
会長　島田昇二郎

日医発第1298号（保険）
令和５年10月17日

都道府県医師会長　殿

日本医師会長
松本吉郎
（公印省略）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について

令和５年９月29日付け保医発0929第１号 厚生労働省保険局医療課長通知をもって「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和４年３月４日保医発0304第１号）の一部が改正され、令和５年10月１日から適用されました。

今回の改正は、別途ご連絡申し上げました「医療機器の保険適用について」（令和５年９月29日付け保医発0929第２号）の別紙４、５、15ページに掲載されている医療機器が区分　A3、B1、B2　として保険適用されたことによるものです（令和５年10月17日付け日医発第1297号（保険）をご参照下さい）。

つきましては、今般発出された通知による改正内容について、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、今回の留意事項等の改正につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

（添付資料）
1.「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（令和５年９月29日付け 保医発0929第１号　厚生労働省保険局医療課長、厚生労働省保険局歯科医療管理官）
2. 新たに保険適用された医療機器（日本医師会医療保険課）

保医発 0929 第１号
令和５年９月 29 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部(局)
　国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
　後期高齢者医療主管課（部）長
殿

厚生労働省保険局医療課長
（　公　印　省　略　）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（　公　印　省　略　）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和５年 10 月１日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添１　「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和４年３月４日保医発 0304 第１号）の一部改正について

別添２　「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（令和４年３月４日保医発 0304 第９号）の一部改正について

別添３　「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」（令和４年３月４日保医発 0304 第 10 号）の一部改正について

別添４　「特定保険医療材料の定義について」（令和４年３月４日保医発 0304 第 12 号）の一部改正について

別添１

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
（令和４年３月４日保医発 0304 第１号）の一部改正について

１　別添１の第２章第９部Ｊ１１８－４中の「又は筋ジストロフィー」を「、筋ジストロフィー又はＨＴＬＶ－１関連脊髄症（ＨＡＭ）若しくは遺伝性痙性対麻痺による痙性対麻痺を有する」に改める。

別添２

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
（令和４年３月４日保医発 0304 第９号）の一部改正について

１　Ｉの３の 107（２）中の「経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術、経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）、経皮的冠動脈ステント留置術又は末梢動脈（頸動脈、腎動脈、四肢の動脈）の経皮的血管形成術、脳血管内手術、経皮的脳血管形成術、経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術、経皮的脳血栓回収術又は経皮的脳血管ステント留置術を実施した患者の早期離床を目的とした大腿動脈穿刺部位の止血を行う場合に、５Fr 以上のイントロデューサーシースを使用した場合、１セットについてのみ算定できる。」を「次のいずれかに該当する場合に算定できる。」に改め、次を加える。

ア　経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術、経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）、経皮的冠動脈ステント留置術又は末梢動脈（頸動脈、腎動脈、四肢の動脈）の経皮的血管形成術、脳血管内手術、経皮的脳血管形成術、経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術、経皮的脳血栓回収術又は経皮的脳血管ステント留置術を実施した患者の早期離床を目的とした大腿動脈穿刺部位の止血を行う場合に、５Fr 以上のイントロデューサーシースを使用した場合、１セットについてのみ算定できる。

イ　経皮的心房中隔欠損閉鎖術、経皮的卵円孔開存閉鎖術、経皮的カテーテル心筋焼灼術、下大静脈フィルター留置術、下大静脈フィルター除去術又は心臓カテーテル法による諸検査（一連の検査について）（右心カテーテル）を実施した患者の早期離床を目的とした大腿静脈穿刺部位の止血を行う場合に、６Fr 以上 12Fr 以下のイントロデューサーシースを使用した症例であって、当該患者が手術の翌々日までに帰宅した場合に限り一連につき４セットまで算定できる。

別添３

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」
（令和４年３月４日保医発 0304 第 10 号）の一部改正について

１　別紙１を次に改める。

（別紙１）

材料料

M002　支台築造

（支台築造の保険医療材料料（1 歯につき））

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

１　間接法

⑴　メタルコアを用いた場合

イ　大臼歯　83 点

ロ　小臼歯・前歯　52 点

⑵　ファイバーポストを用いた場合

イ　大臼歯　27 点

ロ　小臼歯・前歯　15 点

２　直接法

⑴　ファイバーポストを用いた場合

イ　大臼歯　27 点

ロ　小臼歯・前歯　15 点

⑵　その他の場合

イ　大臼歯　33 点

ロ　小臼歯・前歯　21 点

（ファイバーポスト）

1 本につき　61 点

M005　装着

１　歯冠修復物（１個につき）

⑴　歯科用合着・接着材料Ⅰ

イ　レジン系

a　標準型　17 点

b　自動練和型　17 点

ロ　グラスアイオノマー系

a　標準型　10 点

b　自動練和型　12 点

⑵　歯科用合着・接着材料Ⅱ　12 点

⑶　歯科用合着・接着材料Ⅲ　4 点

２　仮着（１歯につき）　4 点

３　口腔内装置等の装着の場合（１歯につき）

⑴　歯科用合着・接着材料Ⅰ

イ　レジン系

a　標準型　17 点

b　自動練和型　17 点

ロ　グラスアイオノマー系

a　標準型　10 点

b　自動練和型　12 点

⑵　歯科用合着・接着材料Ⅱ　12 点

⑶　歯科用合着・接着材料Ⅲ又は歯科充填用即時硬化レジン　4 点

M009　充填（１窩洞につき）

１　歯科充填用材料　Ⅰ

⑴　複合レジン系

イ　単純なもの　11点

ロ　複雑なもの　29点

⑵　グラスアイオノマー系

イ　標準型

a　単純なもの　8点

b　複雑なもの　22点

ロ　自動練和型

a　単純なもの　9点

b　複雑なもの　23点

２　歯科充填用材料　Ⅱ

⑴　複合レジン系

イ　単純なもの　4点

ロ　複雑なもの　11点

⑵　グラスアイオノマー系

イ　標準型

a　単純なもの　3点

b　複雑なもの　8点

ロ　自動練和型

a　単純なもの　6点

b　複雑なもの　17点

M010　金属歯冠修復（１個につき）

１　14カラット金合金

⑴　インレー

複雑なもの　1,151点

⑵　４分の３冠　1,438点

２　金銀パラジウム合金（金12%以上）

⑴　大臼歯

イ　インレー

a　単純なもの　372点

b　複雑なもの　688点

ロ　５分の４冠　866点

ハ　全部金属冠　1,089点

⑵　小臼歯・前歯

イ　インレー

a　単純なもの　253点

b　複雑なもの　504点

ロ　４分の３冠　622点

ハ　５分の４冠　622点

ニ　全部金属冠　780点

３　銀合金

⑴　大臼歯

イ　インレー

a　単純なもの　24点
b　複雑なもの　41点
ロ　５分の４冠　53点
ハ　全部金属冠　65点
⑵　小臼歯・前歯・乳歯
イ　インレー
a　単純なもの　15点
b　複雑なもの　30点
ロ　４分の３冠（乳歯を除く。）　37点
ハ　５分の４冠（乳歯を除く。）　37点
ニ　全部金属冠　48点

M010-2　チタン冠（１歯につき）　66点

M010-3　接着冠（１歯につき）

１　金銀パラジウム合金（金12%以上）
⑴　前歯　622点
⑵　小臼歯　622点
⑶　大臼歯　866点

２　銀合金
⑴　前歯　37点
⑵　小臼歯　37点
⑶　大臼歯　53点

M010-4　根面被覆（１歯につき）

１　根面板によるもの
⑴　金銀パラジウム合金（金12%以上）
イ　大臼歯　372点
ロ　小臼歯・前歯　253点
⑵　銀合金
イ　大臼歯　24点
ロ　小臼歯・前歯　15点

２　レジン充填によるもの
⑴　複合レジン系　11点
⑵　グラスアイオノマー系
イ　標準型　8点
ロ　自動練和型　9点

M011　レジン前装金属冠（１歯につき）

１　金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合　971点
２　銀合金を用いた場合　105点

M011-2　レジン前装チタン冠（１歯につき）　66点

M015　非金属歯冠修復（１歯につき）

１　レジンインレー
⑴　単純なもの　29点
⑵　複雑なもの　40点

２　硬質レジンジャケット冠
⑴　歯冠用加熱重合硬質レジン　8点
⑵　歯冠用光重合硬質レジン　183点

M015-2　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠（１歯につき）

１　前歯

ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅳ）　438 点

２　小臼歯

⑴　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅰ）　188 点

⑵　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅱ）　181 点

３　大臼歯

ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅲ）　350 点

注　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「２　小臼歯」により算定する。

M015-3　ＣＡＤ／ＣＡＭインレー（１歯につき）

１　小臼歯

⑴　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅰ）　188 点

⑵　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅱ）　181 点

２　大臼歯

ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅲ）　350 点

注　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「１　小臼歯」により算定する。

M016　乳歯冠（１歯につき）

１　乳歯金属冠　30 点

２　その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

１歯につき　2 点

M016-3　既製金属冠（１歯につき）　29 点

M017　ポンティック（１歯につき）

１　鋳造ポンティック

⑴　金銀パラジウム合金（金 12%以上）

イ　大臼歯　1,254 点

ロ　小臼歯　945 点

⑵　銀合金

大臼歯・小臼歯　52 点

２　レジン前装金属ポンティック

⑴　金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合

イ　前歯　754 点

ロ　小臼歯　945 点

ハ　大臼歯　1,254 点

⑵　銀合金を用いた場合

イ　前歯　67 点

ロ　小臼歯　67 点

ハ　大臼歯　67 点

M017-2　高強度硬質レジンブリッジ（１装置につき）　1,629 点

M018　有床義歯

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

１　局部義歯（１床につき）

⑴　１歯から４歯まで　2点
⑵　５歯から８歯まで　3点
⑶　９歯から 11 歯まで　5点
⑷　12 歯から 14 歯まで　7点
２　総義歯（１顎につき）　10点

M019　熱可塑性樹脂有床義歯（１床につき）
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕
熱可塑性樹脂有床義歯（１床につき）　37点

M020　鋳造鉤（１個につき）
１　14 カラット金合金
⑴　双子鉤
イ　大・小臼歯　1,491点
ロ　犬歯・小臼歯　1,213点
⑵　二腕鉤（レストつき）
イ　大臼歯　1,213点
ロ　犬歯・小臼歯　932点
ハ　前歯（切歯）　717点
２　金銀パラジウム合金（金 12%以上）
⑴　双子鉤
イ　大・小臼歯　1,003点
ロ　犬歯・小臼歯　784点
⑵　二腕鉤（レストつき）
イ　大臼歯　688点
ロ　犬歯・小臼歯　599点
ハ　前歯（切歯）　555点
３　鋳造用コバルトクロム合金　5点

M021　線鉤（１個につき）
１　不銹鋼及び特殊鋼　7点
２　14 カラット金合金
⑴　双子鉤　712点
⑵　二腕鉤（レストつき）　550点

M021-2　コンビネーション鉤（１個につき）
１　鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合
⑴　前歯　278点
⑵　犬歯・小臼歯　299点
⑶　大臼歯　344点
２　鋳造鉤又はレストに鋳造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合
⑴　前歯　38点
⑵　犬歯・小臼歯　38点
⑶　大臼歯　38点

M021-3　磁性アタッチメント（１個につき）
１　磁石構造体　777点
２　キーパー付き根面板
（根面板の保険医療材料料（1 歯につき））

キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

⑴　金銀パラジウム合金（金 12%以上）

イ　大臼歯　688 点

ロ　小臼歯・前歯　504 点

⑵　銀合金

イ　大臼歯　41 点

ロ　小臼歯・前歯　30 点

（キーパー）

1 個につき　233 点

M023　バー（1 個につき）

1　鋳造バー

⑴　金銀パラジウム合金（金 12%以上）　1,608 点

⑵　鋳造用コバルトクロム合金　18 点

2　屈曲バー

不銹鋼及び特殊鋼　30 点

M030　有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合（1 顎につき）

1　シリコーン系　166 点

2　アクリル系　100 点

別添４

「特定保険医療材料の定義について」
（令和４年３月４日保医発 0304 第 12 号）の一部改正について

１　別表のⅡの 001(３)⑥ア及び⑦ア中の「自己拡張型人工生体弁システム」の次に「又は先天性心疾患を有する患者に対しバルーン拡張型人工生体弁セット若しくは経カテーテル人工生体弁セット（ステントグラフト付き）」を加える。

２　別表のⅡの 107(２)②中の「脳血管内の処置後の」の次に「大腿動脈又は経皮的カテーテル処置後の」を加え、（３）③中の「動脈穿刺部位」の次に「又は静脈穿刺部位」を加える。

（別添１参考）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和４年３月４日保医発 0304 第１号）の一部改正について

（傍線の部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別添１ 医科診療報酬点数表に関する事項 第１章　（略） 第２章　特掲診療料 第１部～第８部 第９部　処置 １～15　（略） Ｊ０００～Ｊ１１８－３　（略） Ｊ１１８－４　歩行運動処置（ロボットスーツによるもの） （１）　脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、筋萎縮性側索硬化症、シャルコー・マリー・トゥース病、遠位型ミオパチー、封入体筋炎、先天性ミオパチー、筋ジストロフィー又はＨＴＬＶ－１関連脊髄症（ＨＡＭ）若しくは遺伝性痙性対麻痺による痙性対麻痺を有する患者に対して、ロボットスーツを装着し、関連学会が監修する適正使用ガイドを遵守して、転倒しないような十分な配慮のもと歩行運動を実施した場合に算定する。 （２）～（４）　（略） Ｊ１１９～Ｊ２０１　（略） 第 10 部～第 13 部　（略） 第３章　（略）	別添１ 医科診療報酬点数表に関する事項 第１章　（略） 第２章　特掲診療料 第１部～第８部 第９部　処置 １～15　（略） Ｊ０００～Ｊ１１８－３　（略） Ｊ１１８－４　歩行運動処置（ロボットスーツによるもの） （１）　脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、筋萎縮性側索硬化症、シャルコー・マリー・トゥース病、遠位型ミオパチー、封入体筋炎、先天性ミオパチー又は筋ジストロフィーの患者に対して、ロボットスーツを装着し、関連学会が監修する適正使用ガイドを遵守して、転倒しないような十分な配慮のもと歩行運動を実施した場合に算定する。 （２）～（４）　（略） Ｊ１１９～Ｊ２０１　（略） 第 10 部～第 13 部　（略） 第３章　（略）

（別添２参考）

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（令和４年３月４日保医発 0304 第９号）の一部改正について

（傍線の部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
Ⅰ　診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）（以下「算定方法告示」という。）別表第一医科診療報酬点数表に関する事項 １・２　（略） ３　在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）に係る取扱い 001～106　（略） 107　経皮的血管形成術用穿刺部止血材料 ⑴　（略） ⑵　経皮的血管形成術用穿刺部止血材料のうち、薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「吸収性局所止血材」若しくは「コラーゲン使用吸収性局所止血材」又は類別が「機械器具(30)結紮器及び縫合器」であって、一般的名称が「単回使用自動縫合器」であるものについては、次のいずれかに該当する場合に算定できる。なお、経皮的血管形成術用穿刺部止血材料を使用する医療上の必要性について、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。	Ⅰ　診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）（以下「算定方法告示」という。）別表第一医科診療報酬点数表に関する事項 １・２　（略） ３　在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）に係る取扱い 001～106　（略） 107　経皮的血管形成術用穿刺部止血材料 ⑴　（略） ⑵　経皮的血管形成術用穿刺部止血材料のうち、薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「吸収性局所止血材」若しくは「コラーゲン使用吸収性局所止血材」又は類別が「機械器具(30)結紮器及び縫合器」であって、一般的名称が「単回使用自動縫合器」であるものについては、経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術、経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）、経皮的冠動脈ステント留置術又は末梢動脈（頸動脈、腎動脈、四肢の動脈）の経皮的血管形成術、脳血管内手術、経皮的脳血管形成術、経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術、経皮的脳血栓回収術又は経皮的脳血管ステント留置術を実施した患者の早期離床を目的とした大腿動脈穿刺部位の止血を行う場合に、５Fr 以上のイントロデューサーシースを使用した場合、１セットについてのみ算定できる。なお、経皮的血管形成術用穿刺部止血材料を使用する医療上の必要性について、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ア　経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術、経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）、経皮的冠動脈ステント留置術又は末梢動脈（頸動脈、腎動脈、四肢の動脈）の経皮的血管形成術、脳血管内手術、経皮的脳血管形成術、経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術、経皮的脳血栓回収術又は経皮的脳血管ステント留置術を実施した患者の早期離床を目的とした大腿動脈穿刺部位の止血を行う場合に、５Fr 以上のイントロデューサーシースを使用した場合、１セットについてのみ算定できる。	（新設）
イ　経皮的心房中隔欠損閉鎖術、経皮的卵円孔開存閉鎖術、経皮的カテーテル心筋焼灼術、下大静脈フィルター留置術、下大静脈フィルター除去術又は心臓カテーテル法による諸検査（一連の検査について）（右心カテーテル）を実施した患者の早期離床を目的とした大腿静脈穿刺部位の止血を行う場合に、６Fr 以上 12Fr 以下のイントロデューサーシースを使用した症例であって、当該患者が手術の翌々日までに帰宅した場合に限り一連につき４セットまで算定できる。	（新設）
108～220　（略）	108～220　（略）
４～６　（略）	４～６　（略）
Ⅱ～Ⅳ　（略）	Ⅱ～Ⅳ　（略）

（別添３参考）

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」
（令和４年３月４日保医発 0304 第 10 号）の一部改正について

（傍線の部分は改正部分）

改　正　後	現　　行
（別紙１）	（別紙１）
材料料	材料料
M002　支台築造	M002　支台築造
（支台築造の保険医療材料料（1 歯につき））	（支台築造の保険医療材料料（1 歯につき））
ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。	ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。
１ 間接法	１ 間接法
(1) メタルコアを用いた場合	(1) メタルコアを用いた場合
イ 大臼歯　83 点	イ 大臼歯　80 点
ロ 小臼歯・前歯　52 点	ロ 小臼歯・前歯　50 点
(2) （略）	(2) （略）
２ （略）	２ （略）
M005～M009 （略）	M005～M009 （略）
M010　金属歯冠修復（１個につき）	M010　金属歯冠修復（１個につき）
１　14 カラット金合金	１　14 カラット金合金
(1) インレー	(1) インレー
複雑なもの　1,151 点	複雑なもの　1,092 点
(2) ４分の３冠　1,438 点	(2) ４分の３冠　1,365 点
２　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	２　金銀パラジウム合金（金 12%以上）
(1) 大臼歯	(1) 大臼歯
イ インレー	イ インレー
a 単純なもの　372 点	a 単純なもの　370 点
b 複雑なもの　688 点	b 複雑なもの　684 点

ロ　５分の４冠	866 点
ハ　全部金属冠	1,089 点
(2)　小臼歯・前歯	
イ　インレー	
a　単純なもの	253 点
b　複雑なもの	504 点
ロ　４分の３冠	622 点
ハ　５分の４冠	622 点
ニ　全部金属冠	780 点
3　銀合金	
(1)　大臼歯	
イ　インレー	
a　単純なもの	24 点
b　複雑なもの	41 点
ロ　５分の４冠	53 点
ハ　全部金属冠	65 点
(2)　小臼歯・前歯・乳歯	
イ　インレー	
a　単純なもの	15 点
b　(略)	
ロ　４分の３冠(乳歯を除く。)	37 点
ハ　５分の４冠(乳歯を除く。)	37 点
ニ　全部金属冠	48 点
M010-2　(略)	
M010-3　接着冠（１歯につき）	
1　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1)　前歯	622 点
(2)　小臼歯	622 点

ロ　５分の４冠	861 点
ハ　全部金属冠	1,083 点
(2)　小臼歯・前歯	
イ　インレー	
a　単純なもの	252 点
b　複雑なもの	501 点
ロ　４分の３冠	618 点
ハ　５分の４冠	618 点
ニ　全部金属冠	775 点
3　銀合金	
(1)　大臼歯	
イ　インレー	
a　単純なもの	23 点
b　複雑なもの	40 点
ロ　５分の４冠	51 点
ハ　全部金属冠	63 点
(2)　小臼歯・前歯・乳歯	
イ　インレー	
a　単純なもの	14 点
b　(略)	
ロ　４分の３冠(乳歯を除く。)	36 点
ハ　５分の４冠(乳歯を除く。)	36 点
ニ　全部金属冠	46 点
M010-2　(略)	
M010-3　接着冠（１歯につき）	
1　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1)　前歯	618 点
(2)　小臼歯	618 点

(3) 大臼歯	866 点
2 銀合金	
(1) 前歯	37 点
(2) 小臼歯	37 点
(3) 大臼歯	53 点
M010-4 根面被覆（１歯につき）	
1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ 大臼歯	372 点
ロ 小臼歯・前歯	253 点
(2) 銀合金	
イ 大臼歯	24 点
ロ 小臼歯・前歯	15 点
2 （略）	
M011 レジン前装金属冠（１歯につき）	
1 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	971 点
2 銀合金を用いた場合	105 点
M011-2～M016-3 （略）	
M017 ポンティック（１歯につき）	
1 鋳造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ 大臼歯	1,254 点
ロ 小臼歯	945 点
(2) 銀合金	
大臼歯・小臼歯	52 点
2 レジン前装金属ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	
イ 前歯	754 点
ロ 小臼歯	945 点
ハ 大臼歯	1,254 点

(3) 大臼歯	861 点
2 銀合金	
(1) 前歯	36 点
(2) 小臼歯	36 点
(3) 大臼歯	51 点
M010-4 根面被覆（１歯につき）	
1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ 大臼歯	370 点
ロ 小臼歯・前歯	252 点
(2) 銀合金	
イ 大臼歯	23 点
ロ 小臼歯・前歯	14 点
2 （略）	
M011 レジン前装金属冠（１歯につき）	
1 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	966 点
2 銀合金を用いた場合	102 点
M011-2～M016-3 （略）	
M017 ポンティック（１歯につき）	
1 鋳造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ 大臼歯	1,247 点
ロ 小臼歯	939 点
(2) 銀合金	
大臼歯・小臼歯	51 点
2 レジン前装金属ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	
イ 前歯	749 点
ロ 小臼歯	939 点
ハ 大臼歯	1,247 点

(2)　銀合金を用いた場合	
イ　前歯	67 点
ロ　小臼歯	67 点
ハ　大臼歯	67 点
M017-2～M019　（略）	
M020　鋳造鉤（１個につき）	
１　14 カラット金合金	
(1)　双子鉤	
イ　大・小臼歯	1,491 点
ロ　犬歯・小臼歯	1,213 点
(2)　二腕鉤（レストつき）	
イ　大臼歯	1,213 点
ロ　犬歯・小臼歯	932 点
ハ　前歯（切歯）	717 点
２　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1)　双子鉤	
イ　大・小臼歯	1,003 点
ロ　犬歯・小臼歯	784 点
(2)　二腕鉤（レストつき）	
イ　大臼歯	688 点
ロ　犬歯・小臼歯	599 点
ハ　前歯（切歯）	555 点
３　（略）	
M021　線鉤（１個につき）	
１　（略）	
２　14 カラット金合金	
(1)　双子鉤	712 点
(2)　二腕鉤（レストつき）	550 点
M021-2　コンビネーション鉤（１個につき）	

(2)　銀合金を用いた場合	
イ　前歯	65 点
ロ　小臼歯	65 点
ハ　大臼歯	65 点
M017-2～M019　（略）	
M020　鋳造鉤（１個につき）	
１　14 カラット金合金	
(1)　双子鉤	
イ　大・小臼歯	1,415 点
ロ　犬歯・小臼歯	1,151 点
(2)　二腕鉤（レストつき）	
イ　大臼歯	1,151 点
ロ　犬歯・小臼歯	884 点
ハ　前歯（切歯）	681 点
２　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1)　双子鉤	
イ　大・小臼歯	997 点
ロ　犬歯・小臼歯	780 点
(2)　二腕鉤（レストつき）	
イ　大臼歯	684 点
ロ　犬歯・小臼歯	595 点
ハ　前歯（切歯）	552 点
３　（略）	
M021　線鉤（１個につき）	
１　（略）	
２　14 カラット金合金	
(1)　双子鉤	676 点
(2)　二腕鉤（レストつき）	523 点
M021-2　コンビネーション鉤（１個につき）	

1　鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上)、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	1　鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上)、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合
(1)　前歯　278 点	(1)　前歯　276 点
(2)　犬歯・小臼歯　299 点	(2)　犬歯・小臼歯　298 点
(3)　大臼歯　344 点	(3)　大臼歯　342 点
2　（略）	2　（略）
M021-3　磁性アタッチメント（１個につき）	M021-3　磁性アタッチメント（１個につき）
1　（略）	1　（略）
2　キーパー付き根面板	2　キーパー付き根面板
（根面板の保険医療材料料（1 歯につき)）	（根面板の保険医療材料料（1 歯につき)）
キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。	キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。
(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）
イ　大臼歯　688 点	イ　大臼歯　684 点
ロ　小臼歯・前歯　504 点	ロ　小臼歯・前歯　501 点
(2)　銀合金	(2)　銀合金
イ　大臼歯　41 点	イ　大臼歯　40 点
ロ　（略）	ロ　（略）
（キーパー）　（略）	（キーパー）　（略）
M023　バー（１個につき）	M023　バー（１個につき）
1　鋳造バー	1　鋳造バー
(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）　1,608 点	(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）　1,598 点
(2)　（略）	(2)　（略）
2　（略）	2　（略）
M030　（略）	M030　（略）

（別添４参考）

「特定保険医療材料の定義について」（令和４年３月４日保医発 0304 第 12 号）の一部改正について

（傍線の部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（別表） Ⅰ　（略） Ⅱ　医科点数表の第２章第３部、第４部、第５部、第６部、第９部、第 10 部、第 11 部及び第 12 部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 001　血管造影用シースイントロデューサーセット ⑴・⑵　（略） ⑶　機能区分の定義 ①～⑤　（略） ⑥　大動脈用ステントグラフト用・特殊型・65cm 未満 次のいずれにも該当すること。 ア　大動脈用ステントグラフト若しくは自己拡張型人工生体弁システム又は先天性心疾患を有する患者に対しバルーン拡張型人工生体弁セット若しくは経カテーテル人工生体弁セット（ステントグラフト付き）を留置する際又はリード一体型ペースメーカーを植え込む際に使用するものであること。 イ～エ　（略） ⑦　大動脈用ステントグラフト用・特殊型・65cm 以上 次のいずれにも該当すること。 ア　大動脈用ステントグラフト若しくは自己拡張型人工生体弁システム又は先天性心疾患を有する患者に対しバルーン拡張型人工生体弁セット若しくは経カテーテル人工生体弁セット（ステントグラフト付き）を留置する際又はリード一体型ペ	（別表） Ⅰ　（略） Ⅱ　医科点数表の第２章第３部、第４部、第５部、第６部、第９部、第 10 部、第 11 部及び第 12 部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 001　血管造影用シースイントロデューサーセット ⑴・⑵　（略） ⑶　機能区分の定義 ①～⑤　（略） ⑥　大動脈用ステントグラフト用・特殊型・65cm 未満 次のいずれにも該当すること。 ア　大動脈用ステントグラフト若しくは自己拡張型人工生体弁システムを留置する際又はリード一体型ペースメーカーを植え込む際に使用するものであること。 イ～エ　（略） ⑦　大動脈用ステントグラフト用・特殊型・65cm 以上 次のいずれにも該当すること。 ア　大動脈用ステントグラフト若しくは自己拡張型人工生体弁システムを留置する際又はリード一体型ペースメーカーを植え込む際に使用するものであること。

ースメーカーを植え込む際に使用するものであること。 イ～エ　（略） ⑧　（略） 002～106　（略） 107　経皮的血管形成術用穿刺部止血材料 定義 次のいずれにも該当すること。 ⑴　（略） ⑵　次のいずれかに該当すること。 ①　（略） ②　薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「吸収性局所止血材」又は「コラーゲン使用吸収性局所止血材」、又は類別が「機械器具(30)結紮器及び縫合器」であって、一般的名称が「単回使用自動縫合器」である場合、経皮的冠動脈形成術後（特殊カテーテルによるものを含む）、経皮的冠動脈粥腫切除術後、経皮的冠動脈ステント留置術後、末梢動脈（頸動脈、腎動脈、四肢の動脈）の経皮的血管形成術後及び脳血管内の処置後の大腿動脈又は経皮的カテーテル処置後の大腿静脈穿刺部位の止血を目的に使用するものであること。 ⑶　次のいずれかに該当すること。 ①～②　（略） ③　動脈穿刺部位又は静脈穿刺部位を生体吸収性材料で閉鎖する材料であること。 108～224　（略） Ⅲ～Ⅸ　（略）	イ～エ　（略） ⑧　（略） 002～106　（略） 107　経皮的血管形成術用穿刺部止血材料 定義 次のいずれにも該当すること。 ⑴　（略） ⑵　次のいずれかに該当すること。 ①　（略） ②　薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「吸収性局所止血材」又は「コラーゲン使用吸収性局所止血材」、又は類別が「機械器具(30)結紮器及び縫合器」であって、一般的名称が「単回使用自動縫合器」である場合、経皮的冠動脈形成術後（特殊カテーテルによるものを含む）、経皮的冠動脈粥腫切除術後、経皮的冠動脈ステント留置術後、末梢動脈（頸動脈、腎動脈、四肢の動脈）の経皮的血管形成術後及び脳血管内の処置後の大腿動脈穿刺部位の止血を目的に使用するものであること。 ⑶　次のいずれかに該当すること。 ①～②　（略） ③　動脈穿刺部位を生体吸収性材料で閉鎖する材料であること。 108～224　（略） Ⅲ～Ⅸ　（略）

新たに機能区分及び保険償還価格が設定された医療機器等（令和５年 10 月１日適用）

１．生体信号反応式運動機能改善装置
【販売名】HAL 医療用下肢タイプ

〔決定区分〕
区分 A3（特定包括）
（特定の診療報酬項目において包括的に評価されているもの（留意事項等の変更を伴う））

〔主な使用目的〕
本品は以下の緩徐進行性の神経・筋疾患患者を対象として、本品を間欠的に装着し生体電位信号に基づき下肢の動きを助けつつ歩行運動を繰り返すことで、歩行機能を改善することを目的として使用する。

＜関連する通知の改正＞
（１）「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 4 年 3 月 4 日付け保医発 0304 第 1 号）の一部改正（令和 5 年 9 月 29 日 保医発 0929 第 1 号）

別添１「医科診療報酬点数表に関する事項 第９部　処置」を次のように改める。
（改正箇所下線部）

改　正　後	改　正　前
１～15　（略） Ｊ０００～Ｊ１１８－３　（略） Ｊ１１８－４　歩行運動処置（ロボットスーツによるもの） （１）脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、筋萎縮性側索硬化症、シャルコー・マリー・トゥース病、遠位型ミオパチー、封入体筋炎、先天性ミオパチー、筋ジストロフィー又はＨＴＬＶ－１関連脊髄症（ＨＡＭ）若しくは遺伝性痙性対麻痺による痙性対麻痺を有する患者に対して、ロボットスーツを装着し、関連学会が監修する適正使用ガイドを遵守して、転倒しないような十分な配慮のもと歩行運動を実施した場合に算定する。 （２）～（４）　（略） Ｊ１１９～Ｊ２０１　（略）	１～15　（略） Ｊ０００～Ｊ１１８－３　（略） Ｊ１１８－４　歩行運動処置（ロボットスーツによるもの） （１）脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、筋萎縮性側索硬化症、シャルコー・マリー・トゥース病、遠位型ミオパチー、封入体筋炎、先天性ミオパチー又は筋ジストロフィーの患者に対して、ロボットスーツを装着し、関連学会が監修する適正使用ガイドを遵守して、転倒しないような十分な配慮のもと歩行運動を実施した場合に算定する。 （２）～（４）　（略） Ｊ１１９～Ｊ２０１　（略）

２．心臓・中心循環系用カテーテルガイドワイヤ
【販売名】ＨＬガイドワイヤ４

〔決定区分〕
区分 B1（個別評価）（材料価格が個別に設定され評価されているもの）

〔決定機能区分〕
013 経皮的冠動脈形成術用ｶﾃｰﾃﾙ用ｶﾞｲﾄﾞﾜｲﾔｰ (1)一般用

〔主な使用目的〕
本品は経皮的冠動脈形成術（ＰＴＣＡ）において、カテーテル等の位置調整及び移動の補助に用いられる機器である。

＜関連する告示・通知の改正＞
（１）「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（令和 4 年 3 月 4 日付け保医発 0304 第 9 号）の一部改正（令和 5 年 9 月 29 日 保医発 0929 第 1 号）

「Ｉ　診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）（以下「算定方法告示」という。）別表第一医科診療報酬点数表に関する事項」を次のように改める。

（改正箇所下線部）

改　正　後	改　正　前
１・２　（略） ３　在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）に係る取扱い 001～106　（略） 107 経皮的血管形成術用穿刺部止血材料 （１）（略） （２）経皮的血管形成術用穿刺部止血材料のうち、薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「吸収性局所止血材」若しくは「コラーゲン使用吸収性局所止血材」又は類別が「機械器具(30)結紮器及び縫合器」であって、一般的名称が「単回使用自動縫合器」であるものについては、次のいずれかに該当する場合に算定できる。なお、経皮的血管形成術用穿刺部止血材料を使用する医療上の必要性について、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 ア　経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術、経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）、経皮的冠動脈ステント留置術又は末梢動脈（頸動脈、腎動脈、四肢の動脈）の経皮的血管形成術、脳血管内手術、経皮的脳血管形成術、経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術、経皮的脳血栓回収術又は経皮的脳血管ステント留置術を実施した患者の早期離床を目的とした大腿動脈穿刺部位の止血を行う場合に、５Fr 以上のイントロデューサーシースを使用した場合、１セットについてのみ算定できる。 イ　経皮的心房中隔欠損閉鎖術、経皮的卵円孔開存閉鎖術、経皮的カテーテル心筋焼灼術、下大静脈フィルター留置術、下大静脈フィルター除去術又は心臓カテーテル法による諸検査（一連の検査について）（右心カテーテル）を実施した患者の早期離床を目的とした大腿静脈穿刺部位の止血を行う場合に、６Fr 以上 12Fr 以下のイントロデューサーシースを使用した症例であって、当該患者が手術の翌々日までに帰宅した場合に限り一連につき４セットまで算定できる。 108～220　（略） ４～６　（略） Ⅱ～Ⅳ　（略）	１・２　（略） ３　在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）に係る取扱い 001～106　（略） 107 経皮的血管形成術用穿刺部止血材料 （１）（略） （２）経皮的血管形成術用穿刺部止血材料のうち、薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「吸収性局所止血材」若しくは「コラーゲン使用吸収性局所止血材」又は類別が「機械器具(30)結紮器及び縫合器」であって、一般的名称が「単回使用自動縫合器」であるものについては、経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術、経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）、経皮的冠動脈ステント留置術又は末梢動脈（頸動脈、腎動脈、四肢の動脈）の経皮的血管形成術、脳血管内手術、経皮的脳血管形成術、経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術、経皮的脳血栓回収術又は経皮的脳血管ステント留置術を実施した患者の早期離床を目的とした大腿動脈穿刺部位の止血を行う場合に、５Fr 以上のイントロデューサーシースを使用した場合、１セットについてのみ算定できる。なお、経皮的血管形成術用穿刺部止血材料を使用する医療上の必要性について、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 （新設） （新設） 108～220　（略） ４～６　（略） Ⅱ～Ⅳ　（略）

３．心臓用カテーテルイントロデューサキット
【販売名】ゴアドライシール フレックス イントロデューサシース

〔決定区分〕
区分 B2（個別評価）
（材料価格が個別に設定され評価されているもの（機能区分の定義等の変更を伴う））

〔決定機能区分〕

・001 血管造影用ｼｰｽｲﾝﾄﾛﾃﾞｭｰｻｰｾｯﾄ (4)大動脈用ｽﾃﾝﾄｸﾞﾗﾌﾄ用②特殊型　ア　65 ㎝未満
・001 血管造影用ｼｰｽｲﾝﾄﾛﾃﾞｭｰｻｰｾｯﾄ (4)大動脈用ｽﾃﾝﾄｸﾞﾗﾌﾄ用②特殊型　イ　65 ㎝以上

〔主な使用目的〕
本品は、血管へのカテーテルの配置を容易にするために用いる。

＜関連する告示・通知の改正＞

（1）「特定保険医療材料の定義について」（令和 4 年 3 月 4 日付け保医発 0304 第 12 号）の一部改正（令和 5 年 9 月 29 日 保医発 0929 第 1 号）

「特定保険医療材料の定義について」の別表Ⅱに次を加える。

（改正箇所下線部）

改　正　後	改　正　前
001 血管造影用シースイントロデューサーセット （1）・（2）（略） （3）機能区分の定義 ①～⑤　（略） ⑥ 大動脈用ステントグラフト用・特殊型・65cm 未満 次のいずれにも該当すること。 ア 大動脈用ステントグラフト若しくは自己拡張型人工生体弁システム又は先天性心疾患を有する患者に対しバルーン拡張型人工生体弁セット若しくは経カテーテル人工生体弁セット（ステントグラフト付き）を留置する際又はリード一体型ペースメーカーを植え込む際に使用するものであること。 イ～エ　（略） ⑦ 大動脈用ステントグラフト用・特殊型・65cm 以上 次のいずれにも該当すること。 ア 大動脈用ステントグラフト若しくは自己拡張型人工生体弁システム又は先天性心疾患を有する患者に対しバルーン拡張型人工生体弁セット若しくは経カテーテル人工生体弁セット（ステントグラフト付き）を留置する際又はリード一体型ペースメーカーを植え込む際に使用するものであること。 イ～エ　（略） ⑧　（略） 002～106　（略）	001 血管造影用シースイントロデューサーセット （1）・（2）（略） （3）機能区分の定義 ①～⑤　（略） ⑥ 大動脈用ステントグラフト用・特殊型・65cm 未満 次のいずれにも該当すること。 ア 大動脈用ステントグラフト若しくは自己拡張型人工生体弁システムを留置する際又はリード一体型ペースメーカーを植え込む際に使用するものであること。 イ～エ　（略） ⑦ 大動脈用ステントグラフト用・特殊型・65cm 以上 次のいずれにも該当すること。 ア 大動脈用ステントグラフト若しくは自己拡張型人工生体弁システムを留置する際又はリード一体型ペースメーカーを植え込む際に使用するものであること。 イ～エ　（略） ⑧　（略） 002～106　（略）

4. コラーゲン使用吸収性局所止血材
【販売名】バスケード MVP

〔決定区分〕
区分 B2（個別評価）
（材料価格が個別に設定され評価されているもの（機能区分の定義等の変更を伴う））

〔決定機能区分〕
107 経皮的血管形成術用穿刺部止血材料

〔主な使用目的〕
経皮的カテーテル処置後の大腿静脈アクセス部の止血

＜関連する告示・通知の改正＞

（１）「特定保険医療材料の定義について」（令和４年３月４日付け保医発 0304 第 12 号）の一部改正（令和５年９月 29 日 保医発 0929 第１号）

「特定保険医療材料の定義について」の別表Ⅱに次を加える。

（改正箇所下線部）

改　正　後	改　正　前
107 経皮的血管形成術用穿刺部止血材料 定義 次のいずれにも該当すること。 （１）（略） （２）次のいずれかに該当すること。 ①　（略） ② 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「吸収性局所止血材」又は「コラーゲン使用吸収性局所止血材」、又は類別が「機械器具(30)結紮器及び縫合器」であって、一般的名称が「単回使用自動縫合器」である場合、経皮的冠動脈形成術後（特殊カテーテルによるものを含む）、経皮的冠動脈粥腫切除術後、経皮的冠動脈ステント留置術後、末梢動脈（頸動脈、腎動脈、四肢の動脈）の経皮的血管形成術後及び脳血管内の処置後の大腿動脈又は経皮的カテーテル処置後の大腿静脈穿刺部位の止血を目的に使用するものであること。 （３）次のいずれかに該当すること。 ①～②　（略） ③ 動脈穿刺部位又は静脈穿刺部位を生体吸収性材料で閉鎖する材料であること。 108～224　（略） Ⅲ～Ⅸ　（略）	107 経皮的血管形成術用穿刺部止血材料 定義 次のいずれにも該当すること。 （１）（略） （２）次のいずれかに該当すること。 ①　（略） ② 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「吸収性局所止血材」又は「コラーゲン使用吸収性局所止血材」、又は類別が「機械器具(30)結紮器及び縫合器」であって、一般的名称が「単回使用自動縫合器」である場合、経皮的冠動脈形成術後（特殊カテーテルによるものを含む）、経皮的冠動脈粥腫切除術後、経皮的冠動脈ステント留置術後、末梢動脈（頸動脈、腎動脈、四肢の動脈）の経皮的血管形成術後及び脳血管内の処置後の大腿動脈穿刺部位の止血を目的に使用するものであること。 （３）次のいずれかに該当すること。 ①～②　（略） ③ 動脈穿刺部位を生体吸収性材料で閉鎖する材料であること。 108～224　（略） Ⅲ～Ⅸ　（略）

（日本医師会医療保険課）